

INサポ NEWS

industry, innovative, inspire, inform support news

新型コロナウイルスの影響
により納税が困難な方へ

徴収猶予の『特例制度』

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった事業者は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。また、担保の提供は不要で、遅延金もかかりません。

◇ 対象となる方

以下①および②の要件を満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること

※「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況を考慮し適切に対応

◇ 対象となる地方税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税(これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税についても、遡ってこの特例を利用可能)

◇ 申請手続等

・申請期限

令和2年6月30日、又は、納期限(納期が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日

・提出書類

申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる資料を提出する必要があります

※申請書類は下記URLでホームページにアクセスのうえ、様式をダウンロードしてください

【URL】 <https://www.city.oshuiwate.jp/site/korona/32308.html>

◇ 問い合わせ・申請先

奥州市財務部納税課 【電話】 0197-34-2228(直通)

発行元：
奥州市商工観光部企業振興課企業支援室

〒023-8501

岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

電話：0197(24)2111

◇ 工業振興課係 (内線1532、1534)

◇ 企業支援室 (内線1531、1533)

◇ 労政係 (内線1535)

◇ 産業支援コーディネーター (内線1536)

FAX: 0197(24)1992

E-mail: kigyoushin@city.oshuiwate.jp

<https://www.city.oshuiwate.jp/kigyoushin>



『持続化給付金』の申請サポート会場の開設について

経済産業省では、「持続化給付金」に関して、御自身で電子申請を行うことが困難な方のために、5月22日(金)より、奥州市における「申請サポート会場」を開設する予定となっておりますのでお知らせいたします。

◇ 設置場所

水沢Maple 1F (奥州市水沢字横町2-1)

◇ 事前予約方法

①Web予約【URL】 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

②電話予約(自動)【電話番号】 0120-835-130【受付時間】 24時間受付可能

③電話対応(オペレーター対応)

【電話番号】 0570-077-866【受付時間】 平日、土日祝日 9時～18時

※新型コロナウイルス感染防止の観点から完全予約制となっております。

申請書類等の詳細については、下記URLからご確認願います。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200513001/20200513001.html>